

企業の農業参入意向調査委託業務仕様書

1 委託業務の名称

企業の農業参入意向調査委託業務

2 委託業務の目的

大分県への企業の農業参入については、経営力、資本力のある企業に対し金融機関と連携した誘致活動を展開する方針である。企業への能動的な誘致活動に活用するため、大分県との継続的な交渉が可能な企業候補の選定及び誘致活動に使用する効果的な提案資料を作成する。

3 履行期間

契約締結日から令和7年2月28日まで

4 委託金額の上限

6,200,000円（消費税及び地方消費税を含む）

5 委託業務内容

(1) 企業への意向調査と企業リスト作成

企業に対し農業参入に対する意向調査を実施し、その結果を基に企業リストを作成する。

① 意向調査

意向調査の方法については、効果的な手法を考案し提案すること。

② リスト作成

意向調査の結果をもとに企業リストを作成する。

ア リストは100社以上とする。

イ リストの対象となる企業

- ・大企業（中小企業基本法で定義する中小企業者を超える規模の企業）を中心とした選定とすること。なお、中小企業基本法で定義する小規模企業者は対象としない。
- ・大分県外に本社機能を持つ事務所を置く企業を9割以上とすること。
- ・大分県との継続的な交渉が可能な企業であること。
- ・金融機関と連携した誘致活動が可能な企業であること。

ウ リストの作成については、中間報告を実施すること。

中間報告：令和6年9月30日

最終報告：令和7年2月28日

(2) 農業参入についての提案書作成

企業に対し農業参入についての概要やビジネス性を提案できる資料を作成する。

ア 提案書は5案以上とする。

イ 提案書作成にあたっては、企業が特に不安と感じるような技術や人手、販路についての

提案内容を考案すること。

ウ 提案書作成にあたり、以下の内容の提案可能性について調査し、調査結果を報告書に記載すること。

- ①農業参入することにより企業にシナジー効果がある参入
- ②農業法人との連携による参入
- ③定年延長雇用者の有効活用

6 提出物

委託業務完了後、速やかに次に掲げる書類を作成し、県の検査を受けるものとする。なお、受託者は納品する成果物に使用する映像、イラスト、写真、資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続きや使用料等の負担と責任を全て追うこととする。第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の一切の責任は、受託者が負うものとする。

なお、提出物はいずれも電子データでの提出を求める。

- (1) 業務完了報告書（提案書の作成にかかる調査、考察結果及びリスト作成に係る選定経過等について記載すること）。
- (2) 企業リスト 100社以上
- (3) 農業参入についての提案書 5案以上

7 委託金の請求及び支払い等

当課による完了検査に合格した場合は、委託金の請求を行う。

8 著作権等

- (1) 当課は、当該制作物に係る画像等に修正や加工を加えることができ、かつ他の広報物に使用できるものとする。また、当課が認める場合には、第三者による画像等の使用を了承するものとし、使用料等がかからないものとする。
- (2) 受託者は、当該制作物に関する著作権人行使しないものとする。
- (3) 制作にあたって利用する画像等・文章等の著作権や肖像権に関することは、受託者において処理するものとする。

9 その他

- (1) 実施に当たっては、関係法令等を遵守すること。
- (2) 本業務の遂行に当たっては県と十分な協議を行い、その指示に従うこと。
- (3) 業務上知り得た個人情報や企業情報についての管理に十分注意するとともに、業務上知り得た情報を漏洩してはならないこと。
- (4) 履行期限を遵守すること。
- (5) 資料作成にあたり必要な財務情報や農業経営にかかる資料は県が作成し提供する。
- (6) 本業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、県と協議の上業務を遂行すること。